

四日市市選管告示第10号

指定投票区を指定し、指定関係投票区を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第2項の規定により告示する。

平成29年9月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

指定投票区	指定関係投票区
四日市市 塩浜第一 投票区	四日市市四郷第一投票区、四日市市四郷第二投票区、四日市市 笹川東投票区、 四日市市 笹川西投票区、四日市市高花平投票区、四日市市日永第一投票区、四 日市市日永第二投票区、四日市市日永第三投票区、四日市市 塩浜第一投票区、 四日市市 塩浜第二投票区、四日市市磯津投票区、四日市市三浜投票区、四日市 市河原田投票区、四日市市内部第一投票区、四日市市内部第二投票区、四日市 市小古曾投票区、四日市市小山田投票区、四日市市水沢投票区、四日市市楠第 一投票区、四日市市楠第二投票区
四日市市 中央第五 投票区	四日市市中央第一投票区、四日市市中央第二投票区、四日市市中央第三投票区、 四日市市中央第四投票区、四日市市中央第五投票区、四日市市常磐第一投票区、 四日市市常磐第二投票区、四日市市常磐第三投票区、四日市市 桜投票区、四日 市市 桜台投票区、四日市市 桜花台投票区、四日市市 川島第一投票区、四日市 市 川島第二投票区、四日市市 西橋北投票区、四日市市 東橋北投票区、四日市市 海 蔵第一投票区、四日市市 海蔵第二投票区、四日市市 羽津第一投票区、四日市市 羽津第二投票区、四日市市 羽津第三投票区、四日市市 富田第一投票区、四日市 市 富田第二投票区、四日市市 富田第三投票区、四日市市 富洲原第一投票区、四 日市市 富洲原第二投票区、四日市市 富洲原第三投票区、四日市市 大矢知第一投 票区、四日市市 大矢知第二投票区、四日市市 八郷投票区、四日市市 八郷西投票 区、四日市市 下野投票区、四日市市 あさけが丘投票区、四日市市 保々投票区、 四日市市 県投票区、四日市市 神前第一投票区、四日市市 神前第二投票区、四日 市市 三重第一投票区、四日市市 三重第二投票区、四日市市 三重第三投票区、四 日市市 大谷台投票区、四日市市 小杉投票区

（選挙管理委員会事務局）